

新潟県条例第30号

新潟県主要農作物種子条例

(目的)

第1条 この条例は、主要農作物の種子の生産について計画の策定、審査その他の措置を行うことにより、主要農作物の優良な種子の安定的な供給を図り、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 主要農作物 稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいう。

(2) ほ場審査 知事が、種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいう。

(3) 生産物審査 知事が、種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。

(種子計画)

第3条 知事は、毎年度、主要農作物の優良な種子の安定的な生産に関する計画（以下「種子計画」という。）を策定するものとする。

2 種子計画の策定に当たっては、本県の主要農作物の種子の需給の見通し及び市場における本県の主要農作物の需給の動向を考慮するものとする。

3 知事は、種子計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(指定種子生産団体の指定)

第4条 知事は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる団体を指定種子生産団体として指定することができる。

2 前項の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 指定種子生産団体は、その名称その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

(指定種子生産団体の業務)

第5条 指定種子生産団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 本県の年間の種類別及び品種別の主要農作物の種子の需給の見通しを把握し、知事に報告すること。

(2) 種子計画に基づく種子の生産及び供給を行うこと。

(3) 種子に係る残量処理、事故処理及び災害補償を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(監督等)

第6条 知事は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定種子生産団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 知事は、指定種子生産団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、指定種子生産団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 知事は、指定種子生産団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(指定種子生産団体への情報の提供等)

第7条 知事は、指定種子生産団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うものとする。

(指定種子生産ほ場の指定)

第8条 知事は、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場を種子計画に基づき指定種子生産ほ場として指定することができる。

2 その経営するほ場について前項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(審査)

第9条 指定種子生産ほ場の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、その経営する指定種子生産ほ場についてほ場審査を受けなければならない。

2 指定種子生産者は、第4項の規定によりほ場審査の基準に適合する旨の通知を受けた指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。

3 ほ場審査及び生産物審査（以下この条において「審査」という。）は、指定種子生産者の請求によって行う。

4 知事は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、当該職員に審査をさせ、その結果を当該指定種子生産者に対し通知するものとする。

5 審査の基準及び方法は、知事が定める。

6 第4項の規定により、審査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(指定種子生産者への情報の提供等)

第10条 知事は、指定種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び調製に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うものとする。

(原種及び原原種の生産)

第11条 知事は、主要農作物の原種ほ及び原原種ほの設置等により、指定種子生産ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作物の原原種の確保が図られるよう主要農作物の原種及び原原種の生産を行うものとする。

2 知事は、知事以外の者が経営するほ場において主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を指定原種ほ又は指定原原種ほとして指定することができる。

3 第8条第2項の規定は前項の指定について、前2条の規定は同項の指定原種ほ又は指定原原種ほにおける主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。

(優良な品種を選定するための調査)

第12条 知事は、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種を選定するための調査を行うものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に知事により定められている計画であって、種子計画と同等の内容を有すると認められるものは、種子計画とみなす。